令和元年第2回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和元年6月6日(木曜日)午前10時開議

日程第 1 報告第1号 平成30年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につい

日程第 2 報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について (町長提出)

日程第 3 承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

(町長提出)

日程第 4 議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について (町長提出)

日程第 5 議案第2号 那珂川町税条例等の一部改正について (町長提出)

日程第 6 議案第3号 那珂川町介護保険条例の一部改正について (町長提出)

日程第 7 議案第4号 令和元年度那珂川町一般会計補正予算(第1号)の議決について

(町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番 福田浩二君 2番 吹場寿郎君

3番 大金 清君 4番 川俣義雅君

5番 益子純恵君 6番 小川正典君

7番 鈴木 繁君 8番 石川和美君

9番 益 子 明 美 君 10番 大 金 市 美 君

11番 川 上 要 一 君 12番 阿久津 武 之 君

欠席議員(1名)

13番 小川洋一君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 副町 長 福 島 泰 夫 君 内 田 浩二君 会計管理者兼会計課長 教 長 育 吉 成 伸 也 君 笹 沼 公 一 君 総務課長 髙 林 伸 栄 企画財政課長 益 子 雅 浩 君 君 税務課長 住民課長 松 重 隆 君 森 新一 小 大 君 生活環境課長 大 武 勝 君 健康福祉課長 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 花 喜久江 子育て支援課 長 薄 建設課長 井 和 夫 君 益 子 泰浩 君 農林振興課長 商工観光課長 坂 尾 美 君 薄 井 亮 君 小川出張所長 藤 善 久 君 上下水道課長 代 田 喜 好 君 田 農業委員会事務局長 学校教育課長 小 室 利 雄 君 板 橋 文 子 君 生涯学習課長 佐 藤 裕 之 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

 事務局長
 岩村房行

 書
 金子洋子

書 恕 笠 井 真 一

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○副議長(川上要一君) ただいまの出席議員は12名であります。

欠席届が小川議長から出されております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

〇副議長(川上要一君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願いたいと思います。

◎報告第1号の上程、報告

○副議長(川上要一君) 日程第1、報告第1号 平成30年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

〇町長(福島泰夫君) 皆さん、改めましておはようございます。

昨日まで一般質問5人の方が登壇されましたが、貴重なご提言等を賜り、ありがとうございました。答弁内容にかかわらず、すぐやるべきことはできるだけ速やかにやってまいりたいと思いますので、これからもよろしくお願いしたいと思います。

ただいま上程されました報告第1号 平成30年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書 の報告について説明を申し上げます。

平成30年度繰越明許費につきましては、去る3月定例会において繰越明許費として議決いただいたもので、町有財産管理事業や地方道路交付金事業など4事業について、地方自治法

施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇副議長(川上要一君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(益子雅浩君) 補足説明申し上げます。

平成30年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書をごらんください。

その内容でありますが、2款総務費、1項総務管理費、町有財産管理事業は、旧小川庁舎の解体工事に係る経費として1,300万円を繰り越したもので、その財源は地方債が1,000万円、一般財源が300万円となりました。

7款土木費、1項土木管理費、住宅・建築物耐震改修等事業は、一般住宅の耐震建てかえに係る補助金として80万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が40万円、県支出金が20万円、一般財源が20万円となりました。

2項道路橋りょう費、地方道路交付金事業は、町道76号線及び町道和見立野線の道路改良に係る経費のほか、三輪橋の橋梁長寿命化事業に係る経費として8,318万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が4,712万4,000円、地方債が3,100万円、一般財源が505万6,000円となりました。

町道改良舗装事業は、町道上郷須賀川線の道路改良に係る経費として2,153万円を繰り越 したもので、その財源は地方債が2,100万円、一般財源が53万円となりました。

以上で繰越計算書の報告を終わります。

○副議長(川上要一君) 報告が終わりました。

以上で、報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、報告、質疑

〇副議長(川上要一君) 日程第2、報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告に ついてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長(福島泰夫君) ただいま上程されました報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について説明を申し上げます。

株式会社まほろばおがわの経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規 定に基づき、議会に報告するものです。

平成30年度第18期株式会社まほろばおがわの経営状況の概要は、入館者数が9万5,000人で、売上高及び営業外収益の合計は8,284万4,000円となりましたが、売上原価、販売費及び一般管理費、法人税等を差し引いた収支は利益を生むことができず、当期純損失は1,549万9,000円となりました。

今後さらにリピーター率をふやし、何度も施設に足を運んでいただけるよう会社とも連携を密にして、入浴や宿泊施設、飲食店等、工夫を凝らしながら、経営改善に向けて引き続き 支援してまいりたいと考えております。

なお、経営状況の詳細につきましては、担当課長から説明させます。 以上であります。

- 〇副議長(川上要一君) 商工観光課長。
- **〇商工観光課長(薄井 亮君)** それでは、別紙資料に基づき概要を説明いたします。

株式会社まほろばおがわは、温泉施設及び宿泊施設、飲食店、食料品店、物産品店等の経営、不動産の管理業務等を行っております。

会社の経営状況について、第18期定時株主総会決算報告並びに事業計画書をごらんください。 まず、4ページをお開きください。

4ページ、貸借対照表の内訳ですが、資産の部、現金・預金、売掛金等の流動資産金額は4,073万9,384円、機械等の固定資産の金額は875万808円で、資産の合計金額は4,949万192円です。

負債の部、買掛金等の流動負債合計額は919万4,591円です。

次に、純資産の部、資本金は3,000万円、利益剰余金は1,029万5,601円で、うち繰越利益 剰余金については7ページをごらんください。

7ページ、株主資本等変動計算書ですが、当期首残高繰越利益剰余金マイナス2,420万 4,892円から、さらに当期純損失1,549万9,507円を差し引いたマイナス3,970万4,399円を当 期末繰越利益剰余金として計上しています。

4ページに戻ります。

負債の部、純資産の部の合計は4,949万192円です。

続きまして、5ページに入ります。

損益計算書の内訳ですが、売上高は8,284万4,980円で、うち入場料は4,305万9,200円です。これから、売上原価1,446万7,216円、販売費及び一般管理費8,412万585円を差し引くと1,574万2,821円の営業損失となり、営業外収益45万2,814円を加えると1,529万7円の経常損失で、法人税等を差し引きまして1,549万9,507円の当期純損失となりました。

続きまして、6ページに入ります。

6ページ、販売費及び一般管理費の内訳ですが、人件費4,087万3,340円、経費4,324万7,245円で、合計8,412万585円です。

次に、7ページは先ほど申し上げましたが、株主資本等変動計算書の内訳です。

次に、8、9ページでございますが、個別注記表でありまして、次の10ページは役員、監査結果について記しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

11ページからは令和元年度第19期事業計画です。

事業計画(1)年間入場者目標は、温泉施設のPRと施設内サービスを向上させることで11万5,000人と定めております。

(2)年間収支計画、13、14ページでは、第19期の売上高、売上原価、販売費及び一般 管理費、営業外収益の目標を定め、当期純利益を出す計画となっております。

以上で補足説明を終わります。

〇副議長(川上要一君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

〇副議長(川上要一君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第2号を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長(川上要一君) 日程第3、承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の 専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長(福島泰夫君) ただいま上程されました承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、原則として平成31年4月1日に施行されました。

これに伴いまして、那珂川町税条例等についても所要の改正を行うため、平成31年3月29日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

今回の改正の主な概要でありますが、個人町民税のふるさと納税制度の見直しや住宅ローン控除の拡充に伴う措置、固定資産税の負担軽減措置などによる改正であります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 〇副議長(川上要一君) 税務課長。
- ○税務課長(小松重隆君) 補足説明を申し上げます。

お手元の議案書に添付してあります参考資料、那珂川町税条例等の一部を改正する条例の 改正概要により説明いたしますので、ごらんください。

1の改正理由でありますが、平成31年度の税制改正において町税については、環境への負荷の少ない軽自動車を対象とした軽自動車税の特例措置等の見直しや、地方公共団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入等を行うこととして、平成31年3月29日にそれぞれ公布されました地方税法等の一部を改正する法律等につきましては、原則として4月1日から施行されました。これに伴い、那珂川町税条例等の一部について所要の改正を行うものであります。

2の改正する条例名は、那珂川町税条例及び平成28年に制定した那珂川町税条例等の一部 を改正する条例となります。

3の改正内容等でありますが、今回の改正は2条立てとなっており、第1条による改正が 那珂川町税条例を、第2条による改正が那珂川町税条例等の一部を改正する条例の改正とな ります。

また、この条例は3月29日の専決処分のため、元号は全て平成での表記となっております。 最初に、第1条による改正で、第34条の7は寄附金税額控除で、地方税法第314条の7の 改正に伴い、特例控除対象の寄附金、いわゆるふるさと納税の対象を総務大臣の定める基準 に適合して指定された都道府県、市町村と規定するものです。

次に、附則第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除で、法附則第5条の4の2の改正に伴う改正となります。所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間の11年目から13年目において、所得税額から控除し切れない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲で個人住民税額から控除することを規定するもので、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住した場合に適用されます。

次に、附則第7条の4から、次のページに移ります、附則第10条の2については、地方税 法または法附則の改正に伴い、規定の項ずれ、あるいは文言の整理を行うものです。

次に、附則第10条の3は、法附則第15条の8に規定が追加された高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に対する固定資産税額の減額措置に係る申告について規定するものです。

附則第10条の4は、法附則第16条の2に規定が新設されました平成28年熊本地震に係る 固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等について規定するものです。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例で、法附則第30条の改正に伴う改正で、軽自動車の種別割の平成31年度分に限った重課の規定の整備と、平成29年度分の軽課の規定を削除するものです。

次に、附則第16条の2は、附則第16条の改正により項ずれが生じたため、規定の整理を 行うものです。

次に、附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者が すべき申告等で、附則第56条の改正による規定の整備で文言を整理し、法附則により2年間 延長されるものです。

続きまして、第2条による改正となります。平成28年に制定した那珂川町税条例等の一部 を改正する条例の第1条の2について、その一部を改正するものです。

改正条例第82条は、改正法第444条に合わせる改正をするもので、文字位置を改正する規 定の整備を行うものです。

3ページに移ります。

改正附則第15条の6は、改正法附則第29条の18に合わせる改正をするもので、文言を追加し、規定の整備を行うものです。

改正附則第16条は、13年を経過した軽自動車の重課について規定するものです。

附則につきましては、第1条が施行期日で平成31年4月1日施行となりますが、ふるさと

納税に係る規定は6月1日施行となります。第2条から第4条までは、経過措置について規 定するものです。

以上で補足説明を終わります。

〇副議長(川上要一君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

〇副議長(川上要一君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○副議長(川上要一君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇副議長(川上要一君) 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇副議長(川上要一君) 日程第4、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

〇町長(福島泰夫君) ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長は市

町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております長山宣弘氏は、本年9月30日をもって現在の任期が満了となります。

長山宣弘氏は平成22年10月1日から3期9年間、人権擁護活動にご尽力いただいている ところであり、その職責を果たしてこられました。改めて感謝と敬意を表する次第でありま す。

このたび同氏の任期満了に伴い、後任者として縣千恵子氏を人権擁護委員に推薦したいと存じます。

縣千恵子氏は昭和57年から町職員として町行政に長年携わり、平成28年に退職されました。在職中は司書として大変熱心にその職責を果たしてこられ、また現在は広重美術館のボランティア活動に参加し、地域においても人望厚く、人格、識見ともに申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。

今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに当町の人権擁護委員は現在、薄井秀雄氏、石川周一氏、渡邉惠子氏、大 金典夫氏、山口雅夫氏、小祝邦之氏、長山宣弘氏の7名でありますが、長山宣弘氏の後任と して縣千恵子氏を推薦するものであります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○副議長(川上要一君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○副議長(川上要一君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○副議長(川上要一君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありま

せんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長(川上要一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇副議長(川上要一君) 日程第5、議案第2号 那珂川町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長(福島泰夫君) ただいま上程されました議案第2号 那珂川町税条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成31年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律等が平成 31年3月29日に公布され、平成31年4月1日及び6月1日に施行するため、専決処分した 改正以外にかかわる条例を改正するものです。

今回の改正の主な概要でありますが、個人町民税の単身児童扶養者の非課税制度の創設や 軽自動車税のグリーン化特例の大幅見直し、環境性能割の臨時的軽減などの改正であります。 内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜ります ようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 〇副議長(川上要一君) 税務課長。
- ○税務課長(小松重隆君) 補足説明を申し上げます。

お手元の議案書に添付してあります参考資料、那珂川町税条例等の一部を改正する条例の 改正概要により説明いたしますので、ごらんください。

1の改正理由でありますが、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布されたことにより、那珂川町税条例等の一部について所要の改正を行うものであります。

2の改正する条例名は、那珂川町税条例及び平成30年に制定した那珂川町税条例等の一部 を改正する条例となります。 3の改正内容等でありますが、今回の改正は3条立てとなっており、第1条及び第2条が 那珂川町税条例を、第3条が平成30年6月に制定した那珂川町税条例等の一部を改正する条 例の改正となります。

最初に、第1条による改正で、第36条の2は町民税の申告で、地方税法第317条の2の改正に伴う改正で、年末調整を受けた納税義務者が住民税の申告書を提出する際に、所得税の確定申告書を提出する際と同様に、申告書の記載事項について一定の簡便な記載ができることを規定するものです。

次に、第36条の3の2及び第36条の3の3は、法改正にあわせて改正するもので、給与所得者または公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書または公的年金等受給者の扶養親族等申告書にその旨を記載することを規定するものです。ここでいう単身児童扶養者とは、児童扶養手当を受けている児童と生計を一にする父または母のうち、婚姻をしていない者などとされています。

2ページに移ります。

次に、第36条の4は、条例36条の2の改正にあわせて規定の項ずれの整理を行うものです。

次に、第82条は種別割の税率で、法第444条にあわせて改正するもので、「専ら雪上を走 行するもの」を削除するものです。

次に、附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税で、法附則第29条の8の2の追加に伴う改正をするもので、1%の税率が適用される車両の取得が特定期間、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたものである場合の臨時的軽減として、1%の税率を非課税と規定するものです。

次に、附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例で、法附則第29条の9の9に項の追加に伴う改正をするもので、当分の間、環境性能割の額について不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、その認定等の申請をした者などを軽自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用することとするものです。

次に、附則第15条の2の3、附則第15条の2の4及び附則第15条の3の2は、法附則の 改正にあわせて規定の項ずれの整理を行うものです。

次に、附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例で、法附則第29条の18 に第3項の追加に伴う改正をするもので、2%の税率が適用される車両の取得が特定期間に 行われたものである場合の臨時的軽減として、2%の税率を1%と規定するものです。

次に、附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例で、法附則第30条の改正に伴う 改正をするもので、重課の規定を整備し、令和2年度分・令和3年度分の軽課を規定するも のです。

3ページに移ります。

次に、附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例で、法附則第30条の2 に項の追加に伴う改正をするもので、環境性能割と同様に種別割についても燃費規制などに より不足額が生じたときは、国土交通大臣の認定等の申請をした者などを軽自動車の取得者 とみなして規定を適用することを規定するものです。

次に、第2条による改正で、第24条は個人の町民税の非課税の範囲で、法第295条の改正 に伴う改正をするもので、前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を非課税の 対象とすることを規定するものです。

次に、附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例で、法附則第30条の改正に伴う 改正をするもので、電気自動車等に限って令和4年度分・令和5年度分の軽課を規定するも のです。

次に、附則第16条の2は、法附則の改正にあわせて規定の項ずれの整理を行うものです。 次に、第3条による改正は、平成30年に制定した那珂川町税条例等の一部を改正する条例 の改正となります。

改正条例第1条は、改正条例第48条の法人町民税の申告納付で、改正法第1条の改正に伴 う改正をするもので、平成30年税制改正で改正された大法人に義務化された電子申告につい て、電気通信回線の故障、災害その他の理由により、地方税関係手続用電子処理情報組織を 使用することが困難であると認められる場合には、電子申告を宥恕する措置を規定するもの です。

次に、改正条例附則第1条は施行期日で、改正条例附則第2条の町民税に関する経過措置 については、法附則の改正にあわせて規定の項ずれの整理を行うものです。

4ページに移ります。

附則につきましては、第1条が施行期日について、第2条及び第3条は町民税に関する経 過措置について、第4条及び第5条は軽自動車税に関する経過措置について規定するもので す。

以上で補足説明を終わります。

○副議長(川上要一君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○副議長(川上要一君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○副議長(川上要一君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町税条例等の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇副議長(川上要一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇副議長(川上要一君) 日程第6、議案第3号 那珂川町介護保険条例の一部改正について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長(福島泰夫君) ただいま上程されました議案第3号 那珂川町介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令 が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、町条例においても所要の改正を行うものであ ります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお

願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 〇副議長(川上要一君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(立花喜久江君) 補足説明を申し上げます。

別紙添付の参考資料に基づきご説明いたしますので、ごらんください。

今回の改正理由は、本年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、現在、介護保険給付費及び地域支援事業費とは別枠で実施している低所得者への介護保険料の軽減について、介護保険法施行令の改正により負担割合と対象者が拡充されたことから、町においても条例を一部改正し、低所得者への介護保険料額を変更するものです。

改正する条例名は、那珂川町介護保険条例です。

改正内容は保険料率で、第2条は所得の少ない第1号被保険者に対する保険料の軽減で、 第2項は所得段階第1段階に該当する者の介護保険料を3万645円から2万5,538円に、第 3項は項を新たに追加し、所得段階第2段階に該当する者の介護保険料を4万7,670円から 4万2,563円に、第4項は同じく項を追加し、所得段階第3段階に該当する者の介護保険料 を5万1,075円から4万9,373円に、それぞれ軽減するものです。

附則の施行期日は公布の日からとするもので、適用は平成31年4月1日からとするものです。経過措置は平成31年度以降の保険料について適用し、平成30年度以前の保険料については従前の例によるものとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○副議長(川上要一君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○副議長(川上要一君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○副議長(川上要一君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決することに異 議ありませんか。 [「異議なし」と言う人あり]

〇副議長(川上要一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長(川上要一君) 日程第7、議案第4号 令和元年度那珂川町一般会計補正予算(第 1号)の議決についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長(福島泰夫君) ただいま上程されました議案第4号 令和元年度那珂川町一般会計補 正予算(第1号)の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

予算の名称につきましては、元号を定める政令の施行に伴い、平成31年度を令和元年度と 読みかえることといたしました。

今回の補正予算は、プレミアム付商品券事業に伴う費用のほか、国及び県補助事業の追加 認定になったものなどを計上するものであります。

その補正額は6,000万円となり、補正後の予算総額は81億6,000万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は総務費で、移住定住促進事業費やプレミア ム付商品券事業費に4,166万円を計上しました。

第2は民生費で、児童措置諸費に726万円を計上しました。

第3は衛生費で、感染症予防費や環境衛生諸費に567万2,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げましたが、これらに要する財源は国・県支出金のほか、繰越金を充てることといたしました。

以上、一般会計補正予算についてその大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案 理由の説明といたします。

- 〇副議長(川上要一君) 企画財政課長。
- **○企画財政課長(益子雅浩君)** 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の補正額は3,910万5,000円の増で、プレミアム付商品券事業費に係るもの、3目衛生費国庫補助金の補正額は122万1,000円で、感染症予防事業費に係るものであります。

15款県支出金、1項2目土木費県負担金の補正額は54万3,000円の増で、地籍調査事業費に係るものであります。

2項1目総務費県補助金の補正額は75万円の増で、移住支援事業費に係るもの、2目民生費県補助金の補正額は726万円の増で、子ども・子育て支援事業費に係るもの、4目農林水産業費県補助金の補正額は82万7,000円の増で、農業用ハウス強靭化緊急対策事業費に係るものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,029万4,000円の増で、前年度繰越金であります。

7ページ、歳出に入ります。

2 款総務費、2項2目まちづくり費の補正額は4,166万円の増で、移住定住促進事業費100万円は東京圏より町内に移住・就職した方への移住支援金、プレミアム付商品券事業費4,066万円はプレミアム分の補助金及び事業実施に係る事務経費であります。

3款民生費、2項3目児童措置費の補正額は726万円の増で、児童措置諸費は本年10月より実施される幼児教育無償化に係るシステム改修業務委託料であります。

4款衛生費、1項2目予防費の補正額は467万2,000円の増で、感染症予防費は高齢者肺炎球菌予防接種及び風疹追加対策に係る抗体検査・予防接種の費用を計上するもの、4目環境衛生費の補正額は100万円の増で、環境衛生諸費は生活用水確保対策事業費補助金であります。

8ページに入ります。

5 款農林水産業費、1項3目農業振興費の補正額は82万7,000円の増で、農業振興諸費は 農業用ハウス強靭化緊急対策事業費補助金であります。

7款土木費、1項2目地籍調査費の補正額は458万1,000円の増で、地籍調査推進事業費は現地調査に係る業務委託料を計上するものであります。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○副議長(川上要一君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

O副議長 (川上要一君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○副議長(川上要一君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 令和元年度那珂川町一般会計補正予算(第1号)の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇副議長(川上要一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

〇副議長(川上要一君) 以上で、今期定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和元年第2回那珂川町議会定例会を閉会いたします。

ご起立ください。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時46分